

昭和二十九年大蔵省令第六十四号

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令

関税法施行令第九十一条の規定に基き、税関職員の身分を示す証票の書式に関する省令を次のよう

うに定める。

税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第

六十一号）第九条の八第四項、第一百五十三条第三項若しくは第二十九条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通

関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三

十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入

等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二十条第二項、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う

関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法

律第二百一号）第九条第二項、コンテナに関する

通関条約及び国際道路運送手帳による担保の

下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約

（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に

関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第

十二条第二項、物品の一時輸入のための通関手

帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴

う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年

法律第七十号）第七条第二項、国税通則法（昭

和三十七年法律第六十六号）第三十四条の六第

四項若しくは第七十四条の十三、輸入品に対す

る内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十

年法律第三十七号）第二十二条第三項、たばこ

事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十

二条第二項、国際連合安全保全理事会決議第十

八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物

検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項又は経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第二百十二号）第七条第三項の身分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする。

書式

備考

1 外側地質は黒色革製とし、税関き、章及び文字を金色で表示する。

2 税関官吏の資格を証明する証票を定める省令（昭和二十七年大蔵省令第十四号）以下「旧省令」という。は、廃止する。

附 則（昭和二九年九月一〇日大蔵省令第八九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年三月三一日大蔵省令第二二号）

1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四六年一〇月七日大蔵省令第七三号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年一〇月二三日大蔵省令第五三号）抄

1 この省令は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五二年六月三〇日大蔵省令第三〇号）抄

1 この省令は、昭和五十二年七月一日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一八日大蔵省令第二五号）抄

1 この省令は、昭和五十三年四月十八日から施行する。

附 則（昭和六〇年一月二十五日大蔵省令第一号）抄

1 この省令は、昭和六十一年一月二十五日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日大蔵省令第七号）抄

1 この省令は、昭和六十年三月五日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日大蔵省令第一号）抄

1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日大蔵省令第一号）抄

1 この省令は、昭和六十年五月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日大蔵省令第一号）抄

1 この省令は、昭和六十年六月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日大蔵省令第一号）抄

1 この省令は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日大蔵省令第一号）抄

1 この省令は、昭和六十年八月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日大蔵省令第一号）抄

1 この省令は、昭和六十年九月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日大蔵省令第一号）抄

1 この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

規程 昭和二十四年大蔵省令第三十七号）第九十条第一項第五号の改正規定に限る。）、附則第七条（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令）の改正規定中「第三十四条第四項又は」の下に「消費税法第六十二条第四項、」を加える部分を除く。）、附則第八条から第十条まで、第十二条（国税質問検査規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）第二条第一号の改正規定中「第一百五十七条」の下に「消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）第六十二条第四項」を加える部分を除く。）、附則第十三条及び第十四条（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）第三十条の次に一条を加える改正規定を除く。）の規定は、平成元年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年六月二三日財務省令第二二号）

この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月三〇日財務省令第四二号）

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三一日財務省令第三五号）抄

この省令は、平成二十四年三月三日から施行する。

附 則（平成二五年三月三〇日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十五年三月三日から施行する。

附 則（平成二六年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十六年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十七年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二八年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十八年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二九年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二九年一二月一二日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年六月二三日財務省令第二二号）

この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月三〇日財務省令第四二号）

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十四年三月三日から施行する。

附 則（平成二五年三月三〇日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十五年三月三日から施行する。

附 則（平成二六年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二六年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二七年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二八年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二八年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二九年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二九年一二月一二日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年六月二三日財務省令第二二号）

この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月三〇日財務省令第四二号）

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十四年三月三日から施行する。

附 則（平成二五年三月三〇日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十五年三月三日から施行する。

附 則（平成二六年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二六年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二七年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二八年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二八年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二九年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二九年一二月一二日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年六月二三日財務省令第二二号）

この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月三〇日財務省令第四二号）

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十四年三月三日から施行する。

附 則（平成二五年三月三〇日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十五年三月三日から施行する。

附 則（平成二六年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二六年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二七年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二八年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二八年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二九年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二九年一二月一二日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年六月二三日財務省令第二二号）

この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月三〇日財務省令第四二号）

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十四年三月三日から施行する。

附 則（平成二五年三月三〇日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十五年三月三日から施行する。

附 則（平成二六年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二六年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二七年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二八年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二八年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二九年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二九年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二九年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二九年一二月一二日から施行する。

附 則（平成二九年一二月一二日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二九年一二月一二日から施行する。

-
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 附 則 (令和元年六月二十四日財務省令第八号)**
- （施行期日）
- 1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 附 則 (令和三年三月三一日財務省令第三六号)**
- （施行期日）
- 1 この省令は令和三年四月一日から施行する。
附 則 (令和四年三月三一日財務省令第一一号)
- この省令は、令和四年四月一日から施行する。
-